

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百七号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市大字岡字西谷一一四 二番四地先から東松山市大字 岡字西谷一一四四番地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年四月一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十年十一月三十日 付け埼玉県東松山県土整 備事務所長告示第十五号 で告示した道路予定区域 の供用開始である。延長一 四〇・一三メートル</p>